

山武市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資するため、山武市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市における景観の現状を把握し、景観形成の目標、方針等の内容について検討する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選又は推薦により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。